

ぎがしり月報

加古川市議会事務局

内線3721 ~ 3723 平成15年5月1日 367

4月21日、各常任委員会を開催

総務常任委員会

～報告事項～

マリंगा市訪問について

理事者から「本市の姉妹都市訪問団が5月5日から16日までの12日間の日程でマリंगा市を訪れ、本市との姉妹都市提携30周年記念事業及び同市市制記念事業に参加する予定である。また、兵庫県が姉妹都市提携を結んでいるパラナ州の州都クリチーバでの表敬訪問もあわせて行う予定である。なお、訪問団については、市長、議長、国際交流協会理事及び商工会議所副会頭に加え、国際交流協会の賛助会員への募集による参加者14名及び随行者4名の合計22名となっている。式典時には、国際交流協会を通じてマリंगा市の国際交流基金に補助金300万円を交付するとともに、交流に貢献したマリंगा市民2名の功労者表彰を行う予定である。今後、30周年を記念して加古川駅北整備に伴う街路に通称『マリंगा通り』と命名することを検討していきたい」との報告がありました。

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

平成12年度における市職員恩給条例等の規定による遺族年金の年額の改定に関する条例の一部改正に関する専決処分について

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

財産区有財産審議委員会について

市税条例の一部改正に関する専決処分について

特別土地保有税審議会条例の廃止に関する専決処分について

滞納市税に係る差押不動産の公売について

消防団員等公務災害補償条例の一部改正に関する専決処分について

建設水道常任委員会

～報告事項～

公共下水道事業の消費税について

理事者から「平成14年11月に行われた税務調査で指摘を受けた水道管の移仮設工事に関する消費税処理については、担当する水道局職員に下水道部との併任辞令を交付し、下水道部として直接その事務を行いたいと考えている。現在、市内部での調整を進めるとともに、鋭意税務署との協議を行っているが、税務署からの指摘が細部にまでわたっており、現在も調整中であることから、当初予定していた5月1日からの新しい制度による執行は若干遅れる見込みである」との報告がありました。

加古川市水道 通水50周年記念事業計画について

理事者から、通水50周年記念事業として計画されている広報・記念出版事業、記念開始サービス、記念イベント事業について報告がありました。委員から「記念開始サービスとして、コンビニでの水道料金の納入があげられているが、各社あるなかでどのコンビニでも納入が可能なのか。また現在、どのくらいの人が納付書により納入しているのか」と質問したのに対し、理事者から「メインのファイナンス会社と契約し処理するため、ほぼ全てのコンビニで納入が可能となる予定である。また現在、約8割の方が口座振替であり、残りの2割の方に納付書を送付している」との答弁がありました。

山陽本線切替完了記念式典について

福祉厚生常任委員会

～報告事項～

ダイオキシン類濃度の調査結果について

理事者から「本市の環境大気、河川水質及び土壌のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、環境大気中濃度については平成14年4月、7月、10月、15年1月に別府小学校、永楽園、志方公民館の3カ所で年4回、水質中濃度については14年4月15日に曇川、小川、西川、法華山谷川の4カ所で年1回、土壌中濃度については15年1月17日に永楽園、平津公園、富木町内会グラウンド、都台東公園の4カ所で年1回、それぞれ実施した。いずれの測定地点においても平均値は国の定める環境基準値を達成している」との報告がありました。

平成15年度敬老会の日程等について

理事者から「敬老会については、例年9月の第1週に実施をしていたが、残暑が厳しい時期であるなど実施時期を検討した結果、15年度は9月の第4週の23日（火）から26日（金）で実施する予定である」との報告がありました。

支援費受給者証の交付状況について

知的障害者入所更生施設における事故発生状況について

文教経済常任委員会

～報告事項～

加古川市文化振興ビジョン（中間報告）について

理事者から「本ビジョンは市民文化創造の指針とするために策定しようとするものであり、策定委員会で中間報告を作成し、『広報かがわ』やホームページに掲載して、広く市民からパブリックコメントを募集している。本年5月中には最終報告をまとめる方向である」との報告がありました。

委員から「タウンミーティング等で、さらに市民の声を取り入れて、本市の文化レベルを高めてもらいたい」などの意見がありました。

教育基本方針について

理事者から「平成14年末に兵庫県から指導の重点の素案が示され、これを受けて策定委員会で原案を作成し、3月25日の臨時教育委員会で

承認を得た。本方針は昨年1年間の現状を踏まえ、教育課題を明確にしたものである」との報告がありました。

学校給食センターについて

理事者から「本センターは4月14日から業務を開始し、現在順調に稼働している。また、民間委託による不安を解消するため、3小学校及び1中学校の保護者を対象に試食会を開催した」との報告がありました。

調理員等が大量に休んだ時のバックアップ体制について質問したのに対し、理事者から「休暇対応、事故対応については、代替人員を確保することで契約している」との答弁がありました。

鳥獣飼養等手数料条例の一部改正に関する専決処分について

公設地方卸売市場開設30周年記念事業について

鶴林寺における重要文化財盗難事件の犯人検挙について

議 会 ア ラ カ ル ト

会議時間の延長

会議時間（本市の場合は午前9時30分から午後5時）内に議事日程が終わらない場合に、その日の会議時間を延長することをいいます。閉議時刻以後は当日の会議時間の延長措置を講じない限り、そのまま会議を続行した場合は会議規則に違反した会議となり、長による再議または再選挙の対象となります。（自治法第176条）

時間の延長は、閉議時刻直前に行うべきですが、発言中でも投票中でも議長職権で宣告できます。時間を延長することによって、その日の会議は午後12時まで適法な会議となります。

委員会の会議の場合は、本会議の会議時間のような考え方がないので、時間延長も厳格に行う必要はなく、運用によって適宜処理すればよいとされています。

*** 5月の行事日程 ***

21日（水）各常任委員会